

令和6年度千歳市A I オンデマンド交通システム実証実験業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和6年5月2日

千歳市長 横田 隆一

1 担当部署

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地
千歳市企画部交通政策課交通政策係（本庁舎 4階）
TEL 0123-24-0897（直通）
FAX 0123-22-8854
E-mail koutsuuseisaku@city.chitose.lg.jp

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和6年度 千歳市A I オンデマンド交通システム実証実験業
- (2) 業務内容

全国的に少子高齢化、人口減少が進む中で、公共交通分野においては、運転手の高齢化、人手不足が深刻化している。

本市においても、路線バスが減便するなど、市民の足に影響が出ており、持続可能な地域公共交通を実現するため、公共交通を効率化するA I オンデマンド交通の導入に向けた実証実験を行う。

ア 運行期間

令和6年11月1日から令和7年1月31日まで(3か月)

イ 運行時間

10時00分～16時00分

ウ 運行区域及び乗降地点

向陽台地域(向陽台住宅街及び日本航空大学校北海道新千歳空港キャンパス)

※詳細は別紙1「千歳市A I オンデマンド交通運行区域図」のとおり

エ 運行台数

1台(10人乗り)※市で調達する

オ 運行方式

利用者の予約に応じて運行し、設定した乗降地点にて乗降可能とする。また、予約状況により、相乗り運行を行う。

カ 予約受付

- (ア) 予約受付体制

オンライン及び電話での利用予約に対応可能な予約システムを構築とし、電話での利用予約については、市が委託するコールセンター事業者と連携すること。

(イ) 予約受付時間及び予約受付期間

電話での予約は平日のみ9時30分から15時30分、オンラインでの予約は平日・休日ともに24時間受け付けるものとする。

なお、予約受付期間は利用予定日の1週間前から利用予定時間の30分前までとする。

キ システム構築

本仕様書4-(10)に示す要件に沿ったシステムを構築すること。

ク システム設計

(ア) 市と綿密な打ち合わせを行い、利用者に配慮した設計とすること。

(イ) 業務の進捗管理を遺漏なく行うこと。

ケ システム概要

(ア) 効率的な運行ルートを即時に作成するデマンド型乗合予約システムであり、クラウド型システムにて構築されていること。

(イ) オペレーターによる電話予約とオンライン予約の運用を前提とすること。
システムに蓄積されたデータにより、利用者層・時間帯の把握、乗合率などのデータが確認でき、更なる利用促進に向けた運行方法の改善検討等に活用できるシステムとすること。

(ウ) 本市情報セキュリティポリシーに則った設計とすること。

(エ) 個人情報を保護できるシステムとすること。

コ システムに関わる要件

(ア) 予約・配車・運行管理に関わる基本機能(デマンド配車システム)

- a AIを活用した効率的な自動配車、自動ルート生成、運行指示を可能としたシステムとすること。
- b 利用者の登録(氏名、生年月日、住所、緊急連絡先)ができること。
- c 予約方法は、オンラインからの予約及び電話での予約の双方が可能であること。
- d 利用者からの予約(オンライン・電話)を受け付け、運行車両へ乗車降車情報をリアルタイムに配信できること。
- e 電話での予約を受け付ける際に、オペレーターによる管理者システムへの登録ができること。
- f 予約締切時間を任意に指定することができること。
- g 外部アプリとの連携やシステムを拡張性のあるものとする。
- h 交通系ICカードやクレジットカード決済等のキャッシュレス決済サービスと連携できる機能を保持すること。

(イ) 予約システム

- a 予約の確定及び予約状況の確認、予約のキャンセルができること。また、乗降地点の確認ができること。
- b 乗車人数、乗車又は降車希望時間を任意に指定することができること。
- c iOS とAndroid 双方に対応すること。

(ウ) 運転者システム

- a 運転手に対するナビゲーション機能を有すること(利用者の乗降地点及び運行ルートを表示など)。また、予約発生時に運転手に通知する機能を有すること。
- b 運行に必要な利用者に関する情報を共有する機能を有していること。
- c 利用者が乗降データを、システムサーバへ送信する機能を有していること。
- d オンライン回線のトラブル等でシステムサーバと通信ができない場合でも、受信済みの予約データをもとに運行が継続できること。
- e Androidに対応すること。

(エ) 管理者システム

- a 指定のURLにアクセスすることで利用ができること
- b 運行車両の予約状況を確認できること。
- c 利用者情報を登録、修正、削除できること。
- d 利用者の予約状況が把握できること。また、予約情報を登録、修正、削除できること。
- e 運行する車両を登録、修正、削除ができること。
- f 地図上で乗降地点の位置を確認できること。
- g 乗降地点の追加、削除ができること。また、乗降地点は制限なく設定することができること。
- h 異常発生時に新規の予約受付停止ができること。
- i 利用実績(日別・時間帯別)について、随時確認が可能で、利用実績(乗降履歴・日別・時間帯別等)をCSV等のファイル形式でダウンロードすることができること。

サ システムの保守・運用

- (ア) 保守・運用に係る業務全般を円滑かつ迅速に行うことができる体制を確立し、市からの問い合わせに対応する一元的な担当窓口を設けること。
- (イ) システム障害が発生した際は、速やかに復旧の措置を講じ、障害の原因や対応状況について、復旧までの間、市に随時報告する体制を整えること。
- (ウ) システムにおけるブラウザソフト等のソフトウェアにバージョンアップがあった場合、システムの正常稼働を保証するとともに、必要な対応を行うこと。

- (エ) システムの利用に当たっては、IDとパスワードによる認証あるいはこれに類する認証を必須とすること。
- (オ) システム操作履歴等の各種ログを確実に記録すること。
- (カ) システムへの不正アクセスに対して、ウイルス対策ソフトなどの対策を講じてセキュリティを高め、必要に応じて市に連絡する体制を整えること。

シ プロジェクトマネジメント

(ア) 業務進捗管理

契約後から運行開始までの間、市と随時打ち合わせを行い、事業進捗に係る相談・支援を行うこと。

(イ) 地域合意形成に向けた支援

地域住民や関係機関等に対し、住民説明会や本格運行を見据えたアンケートを実施するなど、事業の理解促進を図る方法・取組を行うこと。

(ウ) 運行体制構築に向けた支援

運行事業者やコールセンター事業者、市に対して行うシステムの操作研修の実施及び運行体制に関する相談・支援を行うこと。

(エ) 利用促進に向けた支援

利用者登録支援に向け、チラシの作成や企画立案、資料の準備、説明事項の整理等を行うとともにプレスリリース、住民説明会を実施すること。

(オ) 運行における評価検証及び改善に対する支援

運行実績より抽出される利用者層・利用時間帯・乗合率を踏まえ運行の効率化に向けた評価検証及び改善に対する支援を行うこと。

(カ) アンケート実施に係る相談・支援

利用者に対するアンケート項目の検討・選定を行い、アンケート調査を実施し、結果を分析すること。

ス その他

(ア) 車両の調達、運行業務及びコールセンター業務は、市が別途契約する。

(イ) 実証実験に搭載して使用するタブレット端末については、市が用意するものを使用すること。なお、タブレット端末本体以外に必要なものは、受託者が用意すること。

(ウ) タブレット端末のネットワーク環境を整備すること。

(3) 履行期間 契約締結日から令和7年2月28日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成14年12月18日千歳市長決裁）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 千歳市暴力団排除条例（平成26年千歳市条例第1号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (5) 国内でA I オンデマンド交通システムの運行（実証実験を含む）の実績がある者。

4 実施要領等の交付期間及び方法

令和6年度千歳市A I オンデマンド交通システム実証実験業務に係る公募型プロポーザル実施要領、様式及び評価基準等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和6年5月2日から令和6年5月22日まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、千歳市企画部交通政策課のホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページURL <https://www.city.chitose.lg.jp/docs/33814.html>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和6年5月22日（水）17時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送によること。

(ア) 郵送の場合は、本市への送達が可能である書留等によるものとし、提出期日の前日の消印を有効とする。

(イ) 持参の場合は、休日を除く9時から17時までに持参すること。

(ウ) 提出書類については、データファイルを電子メールにて、1に定める担当部署に提出すること。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和6年6月3日(月)17時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送によること。

(ア) 郵送の場合は、本市への送達が証明できる書留等によるものとし、提出期日の前日の消印を有効とする。

(イ) 持参の場合は、休日を除く9時から17時までに持参すること。

(ウ) 提出書類については、データファイルを電子メールにて、1に定める担当部署に提出すること。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受注候補者の特定

令和6年度千歳市A I オンデマンド交通システム実証実験業務プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき設置する審査委員会において、実施要領等で定めた審査方法及び評価基準により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受注候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において受注候補者として特定された者と当該業務の仕様書の内容に関する協議を行い、当該内容について合意の上、同者から見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、千歳市契約規則(昭和39年千歳市規則第27号)第27条各号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

後払いとする。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、返還しない。
- (5) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するが、本該業務に伴い生じた著作権等の権利及び物件があるときは、市に帰属すること。
- (6) 市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができること。
- (7) 提出された企画提案書は、千歳市情報公開条例（平成5年千歳市条例第14号）の規定により、個人情報、法人情報等で非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となること。
- (8) 詳細は、実施要領等による。